

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

平成二十八年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（平成二十八年度第二部会第二回）

二 開催日時

平成二十八年十一月二十四日 午前九時から午後一時まで

三 開催場所

広島県庁北館第五委員会室

四 出席した委員

田中委員、近藤委員、折橋委員

五 議事の概要

1 平成二十八年度諮問第二号事案について、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第七十五条の規定により、審査請求人及び審査庁の口頭意見陳述手続を実施した。

2 同号事案の調査審議に当たり、法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認めため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号）第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。